【指定管理者制度導入施設】
指定管理者制度導入施設は、条例で定める上限額の範囲内で、市の承認のうえ利用区分や利用料金を決定します。
（令和９年度利用料金決定予定時期：令和９年１月頃）

コミュニティセンター（羽曳が丘・丹比・東部）

≪条例で定める上限額（見直し前）≫

●全館共通

区分	単位	室料
集会室(1)	１日	3,140 円
集会室(2)		2,090 円
集会室(3)		2,090 円
会議室(1)		2,410 円
会議室(2)		1,570 円
和室(1)		1,570 円
和室(2)		1,570 円
交流室		2,410 円
調理実習室		4,400 円
はびきの庵円想		4,190 円

≪条例で定める上限額（見直し後）≫

●羽曳が丘コミュニティセンター

区分	単位	室料
集会室(1)	１日	4,500 円
集会室(2)		3,100 円
集会室(3)		3,100 円
会議室		1,500 円
和室		2,300 円
調理実習室		3,700 円
はびきの庵円想		5,800 円

●丹比コミュニティセンター

区分	単位	料金
集会室(1)	１日	4,700 円
集会室(2)		3,100 円
和室(1)		2,300 円
和室(2)		2,300 円
交流室		3,600 円
調理実習室		5,500 円

●東部コミュニティセンター

区分	単位	料金
集会室(1)	１日	4,700 円
集会室(2)		3,100 円
会議室(1)		3,200 円
会議室(2)		1,800 円
和室		2,300 円
交流室		3,400 円